



ショートターム・リピーター
(Short-Term Repeater) のための簡易申請
(必要な書類等一覧)

*対象はタイ国籍の方のみ

平成22年8月

以下のすべての条件に該当する申請の場合は、申請に必要な書類が簡略化されます。

- ①前回の日本での滞在が「短期滞在」の査証で、かつ滞在日数が15日以内であることが提出する旅券で確認できる方
(前回の滞在が「短期滞在」査証以外の方や、滞在日数が15日を超える(16日以上)方、旅券の紛失等で旅券上で確認できない方は適用を受ける事ができません)
- ②今回申請する査証が「短期滞在」で、滞在予定が15日以内の方

上記の条件を満たす方は、以下の書類により申請を行うことができます。
ただし、申請内容により追加資料の提出を求められることがありますのでご了承ください。

1. 旅券(査証欄の余白が2頁以上あるもの。旧旅券を保有されている場合には旧旅券も併せて提出願います。前回の滞在が「短期滞在」で滞在日数が15日以内であったことが旅券上確認できることが条件です。前回(直近)の滞在がこの条件に合致しない場合は、書類の省略の適用を受けることはできません)
2. 査証申請書(日本査証申請センター〈JVAC〉で備え付けのもの
又は大使館ホームページよりプリントアウトしたもの) 1部
3. 写真(申請前6か月以内に撮影された縦4.5cm×横4.5cm、白黒、カラーを問わず無修正、無背景で鮮明なもの。申請書に貼付) 1枚
4. 質問票
(該当箇所にチェック及び記入、申請者の署名が必要) 1部
5. ①就職されている方は所属会社が作成した在職証明書(役職名、入社年月日、月給及び休暇期間を記載)
②自営業の方は商業登記簿本
③16歳以上の学生の方は在学証明書及び扶養者の在職証明書又は商業登記簿本
④主婦や16才未満の子どもなど被扶養者の方は扶養者の在職証明書又は商業登記簿本
原本1部
(いずれも申請前3か月以内に発行されたもの)
⑤無職の方や退職者の方などで上記の在職証明書等が提出できない方は、銀行通帳(本人又は扶養者名義のもの) 原本・写し(全頁)各1部

※裏面の留意事項をよくお読み下さい。

[留意事項]

申請の際には、次の事項について留意願います。

1. 提出書類が不備な場合は、申請は受理されません。

2. 旅券返却日は申請時に旅券と引き替えにお渡しするレシートに記載されていますのでご確認下さい。最短で査証申請受付日を含め5営業日に返却しております。

また、査証を発給した場合には旅券に査証を貼付してあります。

しかしながら、初めて日本へ渡航される方等、渡航目的やその他個別の事情により審査に5営業日以上を要すると思われる方については、場合によって追加書類の提出をお願いするほか、申請人の方との面接や日本の外務省への照会等が必要となります。その際は、改めて審査が終了した時点でお電話する旨連絡させていただきます」。希望の渡航予定日までに審査が終了しないこともありえますので、日数に余裕を持って早めに申請願います。(申請から1週間以上経過しても日本査証申請センター、又は、大使館から連絡がない場合は、当センターのホームページやお電話で審査状況をお問い合わせ頂くことが可能です。その際にはレシートに記載されたバーコード番号(数字8桁)をお伝え下さい。)

なお、即日発給等の早期発給要請には対応致しかねます。

[問い合わせ先]

日本査証申請センター (J V A C)

電話番号：02-632-1541~4

ホームページ：<http://www.jp-vfsglobal-th.com>

Email：info.jpth@vfshelpline.com

在タイ日本国大使館領事部 査証班

電話番号: 02-207-8503、02-696-3003

F A X : 02-207-8511

ホームページ：<http://www.th.emb-japan.go.jp/index.htm>